

職員等の再就職審査に関する事務処理要綱（案）

制定 平成 24 年 10 月 1 日（市長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、大阪市職員基本条例（平成 24 年大阪市条例第 71 号。以下「条例」という。）に基づく市長への申請手続を定めるほか、職員等の再就職審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第 2 条 この要綱の対象者は、条例第 47 条に規定する職員又は職員であった者（以下「職員等」という。）であって、再就職を希望する者とする。

（定義）

第 3 条 この要綱において「再就職」とは、職員等が本市を退職後に条例第 47 条第 1 項及び第 2 項に規定する法人その他の団体に就職することをいう。

（再就職承認の申請）

第 4 条 条例第 47 条第 4 項による市長の承認を受けようとする職員等は、就職を希望する法人等への再就職手続きが完了する前に、再就職承認申請書（別紙 1）を大阪市人事監察委員会（以下「委員会」という。）に提出する。

（再就職の審査）

第 5 条 委員会は、前条に基づき提出のあった再就職承認申請書（別紙 1）によりその可否を審査する。

（審査結果の市長への報告）

第 6 条 委員会は、前条の審査結果を再就職審査報告書（別紙 2）により市長に報告し、職員等の再就職の可否決定を求める。

（市長の再就職審査）

第 7 条 市長は前条に基づき提出のあった再就職審査報告書（別紙 2）により、職員等の再就職の可否を決定する。

（再就職審査の通知）

第 8 条 市長は前条による再就職審査の結果を再就職審査結果通知書（別紙 3）

により、職員等へ通知する。

(承認後の再就職の手続)

第9条 職員等は、前条の通知を受けた後、再就職を希望する法人等への再就職手続きを完了させる。

(市長の承認に要する期間)

第10条 市長は第4条に基づく申請があつてから概ね2週間以内に、第8条に基づく通知を行うよう努める。

(実施細目)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、人事室長が定める。

附 則

この要綱は平成24年10月1日から施行する。